

1 件 名 三浦市子育て賃貸住宅等 P F I 事業審議会条例を廃止する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

三浦市子育て賃貸住宅等 P F I 事業審議会は、三浦市子育て賃貸住宅等整備事業に係る実施方針の決定、特定事業の選定、民間事業者の選定の基準の決定及び民間事業者の選定について、調査及び審議を行うために設置したものである。

今般、令和 6 年 5 月 31 日に施設整備が完了し、同年 6 月 28 日に施設の供用が開始され、以後 15 年間の施設運営が開始されるに至った。

これをもって、当該審議会のすべての所掌事項が終了したことを確認し、関連する条例を廃止するものである。

事業の進捗と審議会の開催実績

令和元年 7 月 31 日	第 1 回審議会（会長及び副会長選任、実施方針（素案）等に関する報告）
令和元年 10 月 31 日	実施方針（案）の公表
令和元年 11 月 28 日	第 2 回審議会（実施方針・特定事業の選定に関する意見聴取）
令和 2 年 4 月 28 日	第 3 回審議会（要求水準書・選定基準書に関する意見聴取）
令和 2 年 5 月 18 日	実施方針、要求水準書（案）、選定基準書（案）の公表
令和 3 年 3 月 31 日	特定事業の選定及び公表
令和 3 年 5 月 18 日	第 4 回審議会（募集要項等に関する意見聴取、民間事業者の選定に関する諮問）
令和 3 年 7 月 12 日	募集要項等の公表
令和 3 年 12 月 6 日	提案書類の提出期限
令和 4 年 2 月 1 日	第 5 回審議会（仮採点に係る意見交換、応募者への質問事項に係る協議）
令和 4 年 2 月 2 日	第 6 回審議会（プレゼンテーション・ヒアリング、採点に係る意見交換、民間事業者の選定に関する答申）
令和 4 年 2 月 2 日	優先交渉権者の決定
令和 4 年 6 月 21 日	特定事業契約の締結
令和 5 年 3 月 15 日～ 令和 6 年 5 月 31 日	建設工事
令和 6 年 6 月 28 日	施設供用開始（入居開始）

3 条例の内容

- (1) 三浦市子育て賃貸住宅等 P F I 事業審議会条例を廃止することとする。
- (2) 前記 (1) の廃止は、廃止条例の公布の日から施行することとする。

4 その他施策、参考事項等

特になし。